シリーズ「公共施設の広域連携に関する研究|第1回

公共施設マネジメントにおける広域連携とは?

あ だち ちゃ **文**

一般財団法人日本経済研究所 調査局 研究主幹

はじめに

わが国では、2008年に1億2,800万人をピークに 人口が減少に転じ、初めて人口減少社会を迎え、右 肩上がりの社会経済を前提に投資を続けてきたこれ までの公共サービスの提供方法を見直す潮目に来て いる。

地方公共団体における広域連携は、従来から、一部事務組合の設置等による事務の共同処理として行われており、平成の大合併以降では、定住自立圏や連携中枢都市圏等の各種広域行政に係る施策が講じられている。

最近では、公共施設マネジメントの視点から、これらの広域連携の効果が注目されている。公共施設マネジメントの取組みにおいては、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況の中、公共施設の老朽化や新しいニーズに対応した施設サービスの提供等に対応するために、公共施設の総量抑制や施設の長寿命化、管理運営の効率化等を方針に具体的な計画策定が進められている。この中で、再度認識されているのが広域連携である。

本シリーズにおいては、地方公共団体において行われている広域連携を公共施設マネジメントの具体的な方策の一つとして捉え、公共施設マネジメントの視点から、これからの公共施設の再編や管理運営の改善を進めるに当たり、どのように広域連携を組み入れればよいのかを考察することとしたい。

I. 公共施設マネジメントの現状

全国の地方公共団体において、公共施設等総合管理計画が策定された。これは平成26年4月に国から

策定に係る指針が提示され、平成28年度中の策定が 要請されたことによる。

全国の99.4%の自治体1.777団体(平成29年9月時 点)で策定されており、公共施設の保有量や現状を 整理したうえで、将来の人口や公共施設の維持更新 に係る財政負担の見通しが示されており、今後の方 針が示されている (図表1参照)。これまで多くの 自治体は施設を整備したあと、真に必要なコストを かけて管理をしてこなかったという現実がある。公 共施設等総合管理計画を策定することによって、は じめて保有している施設の総量や老朽化の状況、利 用状況等を市民に対して公表する一方、その維持や 更新に必要なコストを試算し、予算の確保が厳しい ことや人口構造が変化するなかで、どのように市民 ニーズに対応していくのかという問題意識を明らか にしたものである。データに基づき実態を明らかに し、長期的なビジョンを示したということで、大変 意義があることだったといえる。この中で、方針と してまとめられている主なものとしては、施設の長 寿命化 (安全性の確保等)、施設の最適化 (統廃 合、複合化等)、施設の適正管理(民間活用等)な どがある。

この施設の最適化の方針の中で公共施設の保有量に関する削減の具体的な目標を示している自治体も多い(政令指定都市及び人口10万人以上の自治体では約6割、図表2参照)。都市規模別にみると、政令指定都市では多くが今後40年後までに10~20%を削減するという目標を掲げている。人口10万人以上の市町村では、同様に40年後までに10~20%を削減するという目標を掲げている自治体が多いが、さらに短い期間(30年後までに)で達成するとしている

公共施設等総合管理計画における今後の方針の記載(例) 図表 1

【松江市の例】人口203.288人 (住民基本台帳人口平成30年4月末) 平成17年に1市7町村、平成23年に1町と合併

第3章適正化に向けた基本方針

- ◆適正化3つの目標
 - 1公共サービスを向上します
 - 2市民の安全を守ります
 - 3財政を健全にします
- ◆適正化5原則
 - 1新規整備は行わない【増やさない!】
 - 2現在保有している施設のスリム化【減らす!】
 - 3安全で魅力ある施設の提供【安全快適!】
 - 4施設を利用しない市民への配慮【公平公正!】
 - 5 未利用財産の売却推進【財源確保!】
- ◆数値目標

全ての分野が、原則、施設の半減(保有延べ面積の 50%削減)以上を目指すことを基本として統廃合を 行います。

第5章計画の推進に向けた取り組み

- 2. 計画の推進に向けた取り組み
- (4) 広域利用の推進

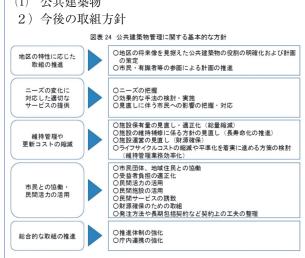
市民の日常における生活圏は、交通手段や情報通信 技術の発展により、単一自治体の行政区域から複数 の行政区域への広がりをみせています。各自治体が 厳しい財政事情を抱える中、今後は行政運営におい ても、近隣自治体と連携して取り組むことで、各自 治体にとってもより効率的・効果的に各種施策を推 進できると考えられます。

本市では、効率的な市民サービスを実現するため、 本市が属している「中海・宍道湖・大山圏域市長会」 構成自治体との連携による公共施設の相互利用・共 同運用について検討します。

出典:松江市公共施設適正化計画~30年後の松江市を 見据えて~(平成28年3月)より抜粋

【霧島市の例】人口126.278人 (住民基本台帳人口平成30年5月1日現在) 平成17年1市6町合併

- 4. 公共施設管理に関する基本的な方針
- (1) 公共建築物



③維持管理や更新コストの縮減

公共建築物の維持管理に係るコストへ対応するため、 (中略) 平成27年度から40年間の計画期間で、施設の 維持、管理、更新コストの縮減を実施し、将来のコ スト負担額を床面積換算で40% (32.9万㎡) とするこ とを目指します。(以下略)

- 2-1 公共建築物管理に係る全体像
- (2) 取組推進に当たり留意すべきこと
- 3) 相互連携の推進

(省略) また、必要に応じて移動手段を検討すること などにより、施設の共有、集積、相互利用、地区や 近隣市町の境界を越えた連携・交流、国や県との役 割分担などを推進していきます。(以下略)

出典:霧島市公共施設管理計画(平成27年3月)より 抜粋

図表2 数値目標の設定の状況

(単位:自治体)

数値目標	あり	なし	計
都道府県	11	36	47
政令市	12	8	20
市町村(人口10万人以上)	154	113	267

出典:総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等をとりまとめた一覧表 (平成29年3月31日現在)」をもとに㈱日本経済研究所にて集計

図表3 設定されている具体的な削減目標

(协会指定都市)

〈政令指定都	(政令指定都市) (単位:自治体)				立:自治体)		
削減目標		目標年次					
門/似日/宗	~10年後	~20年後	~30年後	~40年後	~50年後	50年後以上	計
~5%	1	0	0	0	0	0	1
~10%	0	0	0	1	0	0	1
~20%	0	0	1	3	0	1	5
~30%	0	0	0	0	0	0	0
~40%	0	0	0	0	0	0	0
~50%	0	0	0	0	0	0	0
50%超	0	0	0	0	0	0	0
不明	4	0	0	0	0	1	5
計	5	0	1	4	0	2	12

5%以上 10%以上 20%以上

(市町村 (人口10万人以上))

〈市町村(丿	〈市町村(人口10万人以上)〉 (単位:自治体)				立:自治体)		
削減目標		目標年次					
刊枫日保	~10年後	~20年後	~30年後	~40年後	~50年後	50年後以上	計
~5%	8	2	1	1	2	0	14
~10%	1	4	4	0	1	0	10
~20%	4	8	16	18	3	1	50
~30%	0	5	12	15	1	0	33
~40%	0	3	1	3	1	0	8
~50%	0	0	1	4	0	0	5
50%超	0	0	0	1	0	0	1
不明	5	4	9	13	1	1	33
計	18	26	44	55	9	2	154
E 0/ DL L	100/ N. L	20.0/ NL L					

5%以上 10%以上 20%以上

注1:施設保有量の面積で目標を設定しているものを抽出。

注2:目標設定年次は数値目標として具体的に掲げられていないものは、計画の対象期間を想定。

注3:不明には金額で削減目標を設定しているものも含まれる。

注4:網掛けは、当該自治体数/数値目標を設定している自治体数(政令指定都市:12、市町村

(人口10万人以上) 154) で色分けしている。

出典:総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等をとりまとめた一覧表(平成29年3月

31日現在) | をもとに㈱日本経済研究所にて注記の条件で集計・作成

自治体やさらに厳しい削減率(20~30%)を掲げて いる自治体も多い。また、削減率30%を超える数値 目標を設定している自治体もあるなど、政令指定都 市より人口減少や財政等の厳しい状況を反映してい るものと想定される。

その具体的な方策として、施設の統廃合や複合化 と並び、広域連携の可能性について言及している自 治体も多い。

しかし、公共施設マネジメントを実現するための 具体的な方策として、広域連携を具体化するのはこ れからの状況である。

Ⅱ. 広域連携の制度とは

そもそも、広域連携は古くからある幅広い概念で ある。広域連携の制度は時代の要請に対応して創設 され、発達してきた。高度経済成長期には、一部事 務組合の制度が生まれ、ごみやし尿の共同処理等が 行われるようになり、人口10万人以上を標準として 中心市と周辺市町村からなる地域を広域市町村圏と して設定し広域連携に取り組む動きも出てきた。

図衣4 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /				
共同処	理制度	制度の概要		
連携協約		地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針 及び役割分担を定めるための制度。		
	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うため の制度。		
法人の設立を要し ない簡便な仕組み	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の 地方公共団体が共同で設置する制度。		
事務6	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる 制度。		
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。		
	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。		
別法人設立	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。		

図表4 広域連携の仕組みと運用

出典:総務省資料「共同処理制度の概要」http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html より抜粋

広域連携の検討の流れの一つの結果として、平成の大合併が進められたが、この平成の大合併も2010年には終了し、国は2008年に広域市町村圏関連の要綱を全て廃止するとともに定住自立圏構想を打ち出し、さらに、連携中枢都市圏の仕組みを創設し、地方自治体のイニシアチブにより広域連携が進められるようになってきている。

また実際の個々の事業実施については図表4のように様々な方式が想定されており、各地域の自治体がそれぞれの地域の課題や実情に応じ、手法を選ぶようになっている。

Ⅲ. 公共施設マネジメントにおける広域連携への期待

総務省が公表している「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等をとりまとめた一覧表(平成29年3月31日現在)」によれば、都道府県では38件(81%)、政令指定都市では20自治体中11件(55%)、その他の市町村では1,689自治体中363件(21%)が、広域連携に言及している。連携先としては、都道府県が国や市町村を相手先とし、都道府県間の連携をあまりあげていないのに対し、政令市は、都道

図表5 公共施設等総合管理計画における広域連携 に係る記載状況

〈記載の有無〉		(単位:自治体数)		
	あり	なし	計	
都道府県	38	9	47	
政令市	11	9	20	
市町村	363	1,326	1,689	
計	412	1,344	1,756	

〈連携相手先〉

	玉	都道府県	市町村
都道府県	82%	18%	74%
政令市	64%	82%	55%
市町村	44%	47%	49%

注1:連携相手先については、記述内容に応じてカウント (複数回答)。

注2:「周辺自治体」及び「近隣自治体」は「市区町村」と してカウント、「地方公共団体」及び「自治体」は 「県」及び「市区町村」としてカウントした。

注3:連携について言及している自治体を母数として割合 (%)を計算した。

出典:総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容 等をとりまとめた一覧表(平成29年3月31日現在)」 をもとに(株日本経済研究所にて注記の条件で集計・ 作成

府県、国、市町村のいずれに対しても連携相手先とし、特に都道府県を相手先としている割合が82%と多い。市町村は国、都道府県、市町村をそれぞれ同程度連携相手先としており、4~5割となっている。

一例としては、図表6のように「近隣自治体と施

図表6 公共施設等総合管理計画における広域連携に係る記載(例)

2管理に関する基本的な考え方

(8) 広域的な連携の取り組みの方針

建物系公共施設を主として、近隣自治体と施設を共同で利用し合うことで、相互に機能を補完するとともに、行政サービス向上と経費の削減を図ります。

本市では、現在、広域的な利用のある建物系公共施設について、試行的に藤枝市との相互乗り入れの 仕組みを実施しています。さらに、島田市など近隣自治体を含めた広域的な取り組みの可能性やあり 方を研究します。

また、広域連携の検討等のため、近隣自治体の公共施設等のデータの共有化やデータベースの構築についても取り組みを推進します。

出典:焼津市公共施設等総合管理計画(平成27年3月)より抜粋

設を共同で利用し合う」、「広域的な取組みの可能性 やあり方を研究」、「公共施設等のデータの共有化や データベースの構築」など、広域連携を促進するた めの検討や研究をしていくことを方針として掲げて いる自治体もある。

施設の老朽化や財政制約の中で、施設保有量を削減することが求められる一方で、必要な公共サービスを提供するために、近隣の市町村間や県-市の枠

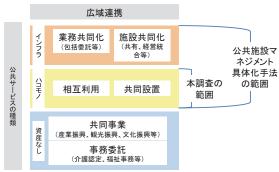
を超え、施設を有効活用する発想は、一つの解決策 として期待される。

広域連携においては、先に示したように様々な事務が「共同処理」として行われている。本調査の中では、広域連携の具体的な手法の中でも公共施設再編や総量抑制に直接つながる「相互利用」と「共同設置」を次のように定義し、検討の対象として取り上げる。

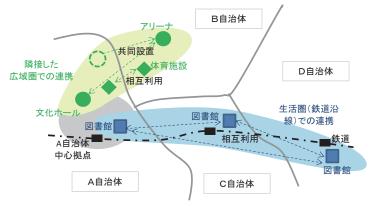
図表7 広域連携の手法の定義

	概要	具体例
相互利用	既存の公共施設を 各々の住民が利用し 合う	図書館、体育館、文 化施設等を複数の自 治体で利用する
共同設置	必要な施設を自治体 ごとに整備するので はなく、共同で設置 して利用し合う	ごみやし尿、消防、 病院、体育施設、文 化施設、等

図表8 対象とする広域連携の範囲



図表9 対象とする広域連携のイメージ(相互利用、共同設置)



IV. 公共施設マネジメントにおける 広域連携の課題に係る仮説

公共施設マネジメントの方策として、広域連携を 推進するためには、自治体の枠を超えて施設を利用 し合うという特徴から、「相互利用」、「共同設置」 という個別の手法の如何にかかわらず、共通して解 決すべき課題と、個別の手法の特性に応じた課題に 整理できる。本稿においては、これらの課題を仮説 として設定し、次回以降、いくつかの事例調査を行 うことにより、これらの課題解決の示唆を得たいと 考えている。

1. 共通の論点

(1) 広域連携の対象自治体

まず、広域連携する相手の自治体をどう選ぶのかが課題となる。広域連携の自治体の組み合わせには、様々な関係性が想定される。現状多く行われているのは、近隣の市町村間における連携である。これを水平連携と呼ぶと、地域の中心となる自治体とその周辺自治体という組み合わせの場合と、同規模自治体の組み合わせが存在する。

前者は定住自立圏構想や連携中枢都市圏構想の中心市とその構成自治体の場合などが相当し、本調査で取り上げる長岡定住自立圏や知多半島における相互利用が該当する。また、後者の同規模自治体の組み合わせには、静岡県の焼津市、藤枝市、島田市が取り組んでいる相互利用、高知県の人口800~3,300人(平成27年国勢調査人口)の小規模な町村が共同で整備した中芸広域体育館、事例調査対象外であるが、東京の多摩地区の5都市により共同設置された多摩六都科学館(合併により6市から5市)が該当する。

また、都道府県と市町村との垂直連携も見られる。今回の事例調査の対象となっている高知県・高

知市が共同設置で図書館を整備しているオーテピア 高知、市町村の広域連携等を支援する奈良県と県下 の市町村、事例調査対象外であるが、秋田県・秋田 市で演劇ホールと音楽ホールを共同設置するという 例が該当する。

図表10 連携の組み合わせ

	概要	本調査対象事例	本調査対象外事例
水平連携	市連のりない。 市連携ののは、一、体体がででいい。 は、一、体体がでいい。 は、一、体体がある。 は、一、体体がある。 は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一、は、一	★長岡と 大田と 大田と 大田を 大田を 大田を 大田を 大田を 大田を 大田を 大田を	★京王線沿線 図書館相互 利用 ◆多摩六都科 学館
垂直連携	都道府県と市 町村での連携	◆高知県・高 知市図書館 ■奈良県	◆秋田県・秋 田市ホール

★:相互利用、◆:共同設置、■その他

これらの連携の相手先となる自治体を選ぶ際には、次のような条件があるものと想定される。市町村は分かれていても、市民の通勤通学の圏域や生活圏域が共通していたり、歴史的、地理的な条件が似ている自治体、地域の課題が似ている自治体等を対象に連携の相手先を選定することが必要と考えられる。また、杉並区が小学生の移動教室先等として連携関係にあった静岡県南伊豆町に特別養護老人ホームを設置した例なども歴史的につながりのある自治体間であったから実現したものと考えられる。

図表11 連携対象となる自治体の選定の条件

- ・地理的な条件(近接性、都市圏・生活圏の同一性)
- ・歴史的な条件(自然・文化的な環境の同一性、合 併協議の経緯)
- ・その他(首長同士の関係性・リーダーシップ、課題・危機感の共有、関連計画等との整合性)

(2) 広域連携の対象施設

次に、広域連携の対象とする施設について、どの

ような施設を選定するかが課題となる。これは広域 連携の目的とも密接するものであり、単一の自治体 では対応しきれない課題への対応として関連する施 設が選定される。

図表12 対象施設の選定理由

種別	例	選定理由
インフラ施設	ごみ処理施設、 上下水道施設、 斎場	単一自治体での整備 が非効率、適地がな い
市民利用施設	図書館、体育 館、文化施設	稼働率の向上、市民 利便性の向上
コミュニティ対応施設	公民館	地域密着施設は地域 住民の利用の妨げに なる可能性があるた め、対象としない自 治体もある

(3) 推進体制

また、これらの広域連携の検討や実行には、推進 体制を新しく構築する必要がある。検討段階と実行 段階でそれぞれ体制のあり方が変わる。実行段階の 体制については、相互利用、共同設置の事例毎に大 きく異なることから、それぞれの項で整理したい。

検討段階においては、関係自治体において、それぞれの階層での協議の場が必要である。首長間での合意形成は特に重要であり、各所管課による検討を契機としたボトムアップ型での検討開始も想定されるが、首長同士が広域連携を促進するという大枠で合意することにより、検討が始まることも想定される。さらに、実務的な検討については、各自治体における施設所管課の意見をくみ上げて、調整、議論する別途組織が必要である。

また、市民との合意形成についても重要な要素になると考えられる。それぞれの施設には利用者がおり、それらの利用が制限されることがあるのか、広域連携で利用する際に懸念されることはないのか、逆に希望はないのかをくみ上げ、検討に反映することは、広域連携を導入するため、さらには広域連携

をより有効な手段として活かし、施設の稼働を高め、施設を利用し合うためには、不可欠であると想定される。

(4) 広域連携の効果

公共施設マネジメントの手法として広域連携を導入することにより期待される効果は、大きく分け、 ①効率的にサービスを提供できるということと、② 現状提供できていないサービスを提供できるという ことの2点に分類できる。広域連携の導入に当たっ ては、目的や期待する効果を明確にすることと実施 後の効果の検証が必要である。

1) 効率化の視点

①施設総量の抑制

低稼働の施設を廃止し、他都市の施設を利用 することで、サービスを提供しながら施設総量 を抑制することが可能となる。

②財政負担の削減

施設総量の抑制を通じ、施設の整備費や維持 管理運営に係るコストを削減することが可能と なる。

③人員配置の効率化

複数の自治体で施設を利用することにより、 それぞれの自治体が保有する場合と比較して、 施設の管理や運営に係る人員配置を効率化する ことが可能となる。

2) サービス提供

①サービスの向上

単一の自治体では提供しきれないサービスを 提供できる。人員等を集中して投じることがで き、サービス水準を向上させることができる。

②利便性の向上

市境に近い地域の住民にとっては、居住している自治体の施設よりも隣接する自治体の施設の方がアクセスがよい場合もある。また、生活

圏が一致している自治体間であれば、例えば、 買い物のついでに公共施設を利用するなどの利 用も可能となる。

③新たなサービスの提供

単一の自治体では提供しきれないサービスを 提供できる。1)の効率化を通じて生み出した 財源を活用して新たなサービスを提供すること が可能となる。

2. 相互利用における論点

ここからは、広域連携の手法のうち、既存の施設 を複数の自治体で利用し合う相互利用を導入する際 の検討課題についての仮説を整理する。

(1) 需給バランス

広域連携の対象とする施設の選定の考え方については、前述の通りであるが、相互利用の場合、既存の施設を活用することから、これまでの利用状況に応じ、対象施設を選定する必要がある。近隣自治体との相互利用により、稼働が上昇する場合と低下する場合がある。もともと高稼働の施設を相互利用することにより、さらに稼働が高まると自地域の市民の利用が制約される可能性があるため、相互利用の対象外とするか、もしくは予約に一定の優先権を与えるなどの工夫をしなければ、市民の合意が得られないことも想定される。逆に、高稼働の施設の利用者が他自治体の施設を利用することにより当該施設の稼働が低下するのであれば、従来利用できなかった利用者が利用できることにもつながる。

一方、相互利用をしても、低い稼働のままの施設 や、さらに稼働が低下する施設については、将来的 には施設そのものの必要性を検証し、場合によって は廃止することも検討する必要があろう。

いずれにしても、相互利用による需給のバランス については、個々の施設の状況だけで判断するので はなく、自治体全体の状況、他の自治体の利用状況 と合わせて、総合的に評価する必要があり、相互利 用開始前に完全に見通すことは難しいことから、相 互利用を実施した結果を踏まえ、適宜見直すことも 必要であろう。

(2) 受益者負担

1) 利用料金の設定

相互利用の対象となる施設の利用料金の設定については、既存の自治体毎に条例によって定められていることから、見直しを行う場合には、一定の手続きが必要である。

考え方としては大きく次の2つがあると考えらえる。一つは同種の施設であれば、統一した料金を設定するという考え方である。もう一つは既存の料金体系を維持しつつ、相互利用の対象自治体の市民については、自地域の市民と同様の料金で利用できるというものである。前者については、自地域の市民についても料金の見直しが必要となるが、同地域の市民についても料金の見直しが必要となるが、同じサービスであれば、同一料金という形式は、利用する市民からは分かりやすい。後者は、既存の枠組みを維持することになるため、比較的導入しやすいが、同じサービスでも料金が異なることになるため、より安い自治体の施設に利用が集中するなどの弊害が想定される。

2) 費用負担(維持管理運営費、修繕・更新費用)

一方、施設の費用負担についても、同様に自治体間での分担の方法を検討する必要がある。一般的に公共施設の利用料金は、施設に必要な維持管理コストを賄えない水準で設定されていることから、利用料金の設定方法を検討すると同時に、費用負担の考え方を検討する必要がある。

考え方としては大きく次の2つがあると考えられる。一つは必要なコストを自治体間で分担し合

うという考え方である。もう一つは施設管理者である各自治体がこれまでと同様に負担し合うというものである。前者については、一定のルール(利用者割、立地、人口規模等)を設定して、負担金等の形で施設を所有管理している当該自治体に対し、他の自治体が負担する仕組みを構築する必要がある。後者については、従来と仕組みは変わらないが、利用状況等において、相互利用する自治体間でのアンバランスが生じている場合、それぞれの施設管理者がそれぞれを負担するという方法では、市民等に説明ができなくなる事態も考えられ、広域連携を促進する障害となることも想定される。

(3) 管理運営方法

相互利用の施設を管理運営する場合、既存の施設 を利用し合う形になることから、一般には各自治体 による管理運営をベースに自治体間での調整を図る 会議体等の組合せになると想定される。

後述の長岡定住自立圏や知多半島での相互利用は その例であろう。また、焼津市・藤岡市での相互利 用については、利用料金の調整を図る組織として一 部事務組合による補助という制度を活用している。

3. 共同設置における論点

ここからは、「複数の自治体で施設を整備して利用し合うという共同設置」を導入する際の特有の検討課題についての仮説を整理する。

(1) 立 地

新しく施設を共同で整備する場合、その立地場所 の選定は一つの課題となろう。一定規模の遊休地が あることと、各自治体からのアクセスが良いこと等 が条件となろう。整備する施設が、一般の市民が利 用するもの、より広域から集客するもの、一般の市 民は利用しないが生活サービスとして必須のもの、 のいずれかによっても立地の選定方法は異なると考 えられる。これらを自治体間、立地する周辺住民と の間で合意形成を図ることも重要であろう。

図表13 施設の特性と立地選定理由

施設特性	例	立地選定理由
一般の市民利用	体育施設、図書	各自治体からの
施設	館、文化ホール等	アクセス性
広域からの集客 施設	博物館、美術館、大規模ホール等	広域からの交通 の利便性、アク セス性(公共交 通、道路等)
一般市民利用以	ごみ処理施設、	自然環境、生活
外の施設	上下水道施設等	環境との調和

(2) 受益者負担

1) 利用料金の設定

利用料金の設定については、新しく整備する施設であることから、各自治体の市民が利用する際の料金を統一して設定することは比較的容易であると考える。仮に、今後施設の更新に合わせ、それぞれの自治体で有していた施設をいずれかの自治体に集約して整備することが実現するのであれば、既存の施設での料金設定を踏まえた新施設の料金の設定が必要となろう。しかし、公共サービスの提供方法を新しく見直すという方針のもと、共同設置を進めるのであれば、既存の料金体系にとらわれすぎず、持続可能な受益者負担の考え方を導入し、説明していくべきである。

また、共同設置の対象外となる圏域外と圏域内 の市民の利用について、予約の優先権や別料金の 設定について区別することは、検討の余地がある であろう。

2) 費用負担

費用負担については、各自治体の市民が納得できる合理的な負担方法を検討する必要がある。これは施設整備費のみならず、維持管理運営費、修

繕・更新費用についても整理が必要である。

施設の特性にもよるが、自治体の人口規模、利 用状況、アクセス性等に応じて、費用負担割合を 決める必要がある。例えば、ごみ処理施設等の一 般市民利用以外の施設であれば、概ね人口に連動 して施設を利用することになることから、コスト の全てを人口割で決めるという整理もできるし、 一方、広域から集客する博物館等であれば、人口 に応じた利用が見込める一方、近い住民の方が利 用しやすいことから、コストの一定部分を人口割 とし、一定部分を施設からの距離に応じた負担、 一定部分を利用人数割とするなどの組合せも検討 できる。それぞれに説明可能な合理性のある方法 で設定する必要がある。

(3) 管理運営方法

共同設置の施設を管理運営する場合、新たな施設 を整備することになることから、施設の設置者をだ れにするのか、それに応じた管理運営組織や協議体 制が必要となろう。

公の施設としての整理をどのようにするのか、各 自治体の施設を各自治体が設置者になって、共同で 運営したり、それぞれの施設の管理運営をどちらか に委託するという考え方もできる。一方で、いずれ かの自治体が設置者となって、費用負担を共同で行 うのか、事務組合等の新しい組織を作って、そこが 設置者となるのかなど、共同設置の場合、その施設 の位置づけをどのように整理するのか、費用負担と 管理責任の整理が必要であろう。また、日々の管理 運営の他、施設の今後の運営方針等の重要事項を協

議し決定するための組織についても整理しておく必 要がある。

V. 今後の進め方

本稿において整理した、広域連携に係る検討課題 の仮説を検証すべく、次回以降、事例調査で得られ た示唆をまとめ、今後、各自治体が取り組む公共施 設マネジメント分野において、広域連携手法を有効 に活用するための参考となる情報を整理したい。

なお、本シリーズの連載に当たっては、以下の4 名の研究員が参加しており、分担して執筆する予定 である。

シリーズ「公共施設の広域連携に関する研究|

- 第1回 公共施設マネジメントにおける広域連携と は?
 - 一般財団法人日本経済研究所 調査局 研究主幹 足立 文
- 第2回 公共施設マネジメントにおける相互利用の 効果と課題(仮)
 - 一般財団法人日本経済研究所 調査局 研究員 山田 真有
- 第3回 公共施設マネジメントにおける共同設置の 効果と課題(仮)
 - 一般財団法人日本経済研究所 調査局 副主任研究員 霜中 良昭
- 第4回 広域連携の課題と対応策の方向性(仮) 一般財団法人日本経済研究所 調査局 研究主幹 小林 純子